

第III部

コミュニティと住民組織

第6章

戦前期日本の農業・農村組織とその指導者

——農家小組合の活動を中心にはじめに——

はじめに

明治維新から昭和戦前期に至る近代日本の農村開発の過程を振り返ってみると、それぞれの時代に特徴的な制度や政策の実施がみられるが、もう一つ注目すべき点はそれら政策の推進主体あるいは受け皿としての各種農業・農村組織（農業団体）の存在と役割である⁽¹⁾。

当然のことであるが、国家（政府）がなんらかの政策を実施しようとする場合にはその現実的な担い手が必要になる。これは民間の農業団体などがなんらかの運動を開拓しようとする場合でも同様である。すなわち、農村開発にかかる各種の制度や政策がどの程度実効性をもつたかということは、その担い手の存在と条件如何によるところが大きい。

戦前期日本の場合、「国一道府県一市町村」という行政ルートと、市町村という「地方自治体」の役割が相応に大きかったとしても、農業・農村政策という次元においてはその担い手としての各種農業団体の存在が無視できない。

そのような農業・農村組織の代表的なものは農会組織と産業組合であろう。両者は「全国一道府県一郡・市一町村」にまたがる、いわゆる系統組織であること、また時代によって異なるが、少なくとも昭和戦前期には農家に対する組織率が非常に高く、その意味でほとんど先の行政ルートに対応する位置を占めていたからである。

ただし、組織率の高さがただちに組織の活動実績を反映するとはかぎらない。東南アジア農村との対比を念頭におくなれば、重要なことはいわゆるグラスルーツ・レベルの問題であろう。その意味で重要な役割を果たしたのが集落レベルの各種農家小組合の存在である。行政組織の末端が町村であったように、農会や産業組合の場合も法制度的な末端組織は町村単位のそれであつた(後述のように産業組合の場合は1932年の法改正によって、集落レベルの農事実行組合の法人化とその組合加入が認められた)。しかし、実際には町村のなかの集落がグラスルーツ・レベルのユニットとして機能しており、それが各種小組合の活動を生み出した母体である。したがって単なる法制度や組織機構の比較ばかりでなく、このレベルの実態をみておくことが非常に重要である。

そこで、本章では農会と産業組合という二つの全国的組織の展開過程を検討したのち、それらとのかかわりで集落レベルの各種小組合の活動の実態を検討する。

なお、時期的には主として経済更正運動の展開されたいわゆる昭和恐慌期から戦時統制の時代に焦点を当てる。組織の成立過程も重要であるが、それら組織が全国的なネットワークを完成させるのはおおむね第一次世界大戦以降であり、またそのなかでグラスルーツ・レベルの農民が重要な役割を演ずるようになるのは昭和恐慌の前後からと考えられるからである。後にみると、この時期には国家の農業・農村政策も一段と積極的になり、それと対応する農民層の動向のなかから、徐々に新しい指導者が形成されてきた。

これら両組織をはじめとする各種農業団体は戦時期の団体統合によって農業会に統合されたのち、1947年11月の農業協同組合法の成立に伴って翌年8月に解散したことは周知のとおりである⁽²⁾。

しかし、両組織の「遺産」の多くの部分は善くも悪くも直接、間接に戦後の農業協同組合に継承されていったと考えられるのであり、その意味でも重要である。

第1節 系統農会活動の展開

1. 草創期の農会組織とその活動

農会法が制定され、そのもとで農会が活動を始めるのは明治32(1899)年のことである。しかし、それ以前にも前史があることはいうまでもない。すなわち、第1は明治10年前後から民間の老農などが中心となって各地で開催した農談会や種苗交換会、維新政府の農業政策を担当した役人が主催した勧業会などの流れである。

これらの一つの集約点が明治14(1881)年に内務省勧農局が主催した全国農談会であり、これには全国から120名の老農が招集されて参加した。これが契機となって、同年大日本農会が設立された。

大日本農会はその目的に「汎く農事の経験知識を交換して専ら斯業の改良進歩を図る」と述べているように、その性格は農談会と類似していた。しかし、その構成は名誉会員、特別会員、通常会員に分かれ、会の決定権をもつ特別会員の大部分は農商務省など政府の官僚であり、いわば地方会員というべき通常会員の多くは地主階層であった⁽³⁾。

つまり、農事の経験知識の交換といっても、実質的には当時の農業界のエリートを中心とした官製の農事改良普及組織に近いものであった。

第2は、松方デフレといわれた明治10年代後半の農村不況からようやく回復過程に入った20年代前半の時期である。この時期には、先の農談会に類する組織が各地で再び活発に設立されるとともに、それらを系統農会へと統合しようという動きも強まった。

そうしたなかで明治24(1891)年、農事試験場、農会、信用組合の設置にかかるいわゆる「農事三法案」が議会に提出された。これら三法案は議会の解散による審議未了により不成立に終わるが、このときの農会法案の内容は次のようなものであった⁽⁴⁾。

まず農会の事業として5項目があげられている。すなわち、(1)農事に関する講談会、共進会、品評会の開設、(2)種苗、種畜、蚕種、肥料、農具などの分配もしくはその買入れ交換の媒介、(3)農事に関する試験、(4)農事に関する通信、報告、統計、(5)農事に関し官庁の諮詢に応ずること。

また、区域と会員については、郡役所の管轄区域を範囲とし、その区域内で地価400円以上（当時約1町2反に相当したといわれる）の田畠を所有する者を会員とする。経費は会員の負担とし、会費は強制徴収できる。また農会は法人とし、農商務大臣は各農会に年300円以内の補助金を給付しうる。

農商務大臣陸奥宗光の趣旨説明によれば、農事改良のために農民相互の知識と経験の交流を図るばかりでなく、これを団体に組織してさらに団体相互の交流を図るものであるが、想定されている農民は各地域の地主ないし上層農民であり、その強制加入による組織化を目指したものといえる⁽⁵⁾。

全国的な系統組織を目指す動きは、農事改良のための知識や経験の交流、情報交換のための全国的ネットワークを形成するという目的とともに、種々の農業政策を実現するための農政運動を強化するという目的をもっていた。

大日本農会内部でもそうした農政運動を目指す勢力がしだいに増大したが、明治26（1893）年に前田正名が幹事長に就任して以降、系統農会の全国的組織化を目指す動きが一段と活発になった。その結果、27年4月には系統農会の設立奨励が決議され、同年12月に第1回全国農事大会が開催されて、その動きをさらに加速することになった。

もっともこれを契機として大日本農会は事実上の分裂を引き起こし、以後は前田らの全国農事会が系統農会運動の実質的な指導部となっていました⁽⁶⁾。

この時期までの農会をめぐる動きを整理してみると、次のようにいえるであろう。

まず第1に、明治政府の農業振興政策（勧農政策）自体の具体的な方向と内容が必ずしも十分に確立していないという状況があった。ただ、いずれにしても農事改良による農業生産力の上昇は基本的な要請であった。

第2に、政府による農事試験場制度などは別にして、農事改良と普及の担

い手としては地主と限られた上層農民が想定されていたということ。すなわち前述したグラスルーツ・レベルの農民（零細農や小作農など）はこの時期にはほとんど直接の政策対象とは考えられていない。

第3に、そうした地主や上層農民を組織化するに際して強制加入の方法によるか、それとも彼らの自主性に任せるかどうか、また農会の経費について会費の強制徴収を認めるかどうか、補助金をどうするか等々についての政策的判断の違いがあった。

2. 農会法の制定から帝国農会の成立まで

前述のように明治32(1900)年に第13回帝国議会において農会法が修正可決されて成立した。当初の法案は前年の第6回全国農事大会で決議されたものを三橋四郎次ら13名の議員が提出したもので、全22条（第18条以下は付則）からなり、その主たる内容は次のようであった⁽⁷⁾。

(1)農会は町村農会、郡農会、府県農会とする。(2)農会の目的は農業の改良発達を図ることである。(3)町村の区域内で地租2円以上（宅地を除く）を納める者、もしくは田畠4反歩以上を所有する者を有資格者とし、全員加入するものとする。有資格者でなくとも区域内の農業者で入会を希望する者は入会できる。(4)農会の経費は会員の負担とし、会費の徴収方法は会則で定めるが、強制徴収を認める。(5)農会は法人とする。(6)農会は農事に関し、主務官庁の諮問に答申し、また主務官庁に建議することができる。

すなわち全国農事会の原案では「府県農会—郡農会—町村農会」という系統組織を想定し、会員の強制加入と会費の強制徴収を規定している。

会員の資格は地租2円以上、または田畠所有4反以上となっているが、明治24年の政府案よりは拡大されている。

この原案に対しては、主として政府から強制方法すなわち会員の強制加入と会費の強制徴収について反対がなされ、それら2点を撤回したうえで、最終的には次のような簡単な条文に修正されて可決された⁽⁸⁾。

(1)農会は農事の改良発達を目的とする。(2)農会に関する規程は命令をもって定める。(3)農商務大臣は農会に補助金を交付できる。(4)補助金額は1府県年4000円を超えてはならない。(5)補助金総額は年15万円を超えてはならない。

この農会法で具体的なのは補助金に関することだけである。実際上の規程は(2)にいう命令、すなわち翌明治33年2月の勅令30号で定められた。その内容は概略次のとおりである。

(1)農会は、市町村農会、郡農会、北海道農会および府県農会とする。(2)市町村農会はその区域内で耕地または牧場を所有する者および農業を営む者をもって組織する。(3)設立の要件は有資格者の2分の1以上が参加し、会員の占有または所有する耕地および牧場の面積が区域内の耕地および牧場総面積の2分の1以上であること。(4)道府県農会については農商務大臣、その他については地方長官が必要と認めた場合には農会への加入を命ずることができる。(5)市町村農会の経費は会員の負担とする。(7)農会は農事の改良発達に関して行政官庁に建議することができる。また行政官庁の諮問に対して答申しなければならない。

第1次農会法の実質的内容を規定したこの農会令の特徴は、まず第1に系統の範囲を「道府県一郡・市一町村」に限り、中央（全国）組織は認めていないことである。第2に、会員資格を耕地または牧場の所有者（地主）と農業を営む者（自作、自小作、小作）として、農業にかかわる者全体に拡大したことである。第3は、上述のように強制加入、会費の強制徴収は行わず、ただ地方長官が必要と認めた場合に限って加入を命ずることができる、としたことである。

なお、明治35年に農会令は一部改正され、「農会は法人である」とこと、また農会は「営利事業を為すことを得ず」という2点が追加確認された。

その後の経過について簡単に述べておくと、明治38（1905）年に改正農会令が制定された。改正の要点は(1)先の設立要件の有資格者2分の1以上、耕地面積など2分の1以上を、それぞれ3分の2以上としたうえで、(2)当該農会地域の有資格者はすべて加入したものとみなすということ、つまり強制加入

を認めたことである。(3)会費については強制徴収とはむしろ逆の方向で、物件を以て負担させてもよい、つまり物納も認めるとしたほか、市町村が補助金を給付することも認めた。

さらに明治43(1910)年の改正で第1条に「農会は市町村農会、郡農会、道府県農会及帝国農会とす」が付け加えられ⁽⁹⁾、系統組織が法制度のうえでも完成したのである。

この年、全国農事会は解散して新たに帝国農会が設立された。

この間の農会活動および農政の特徴を簡単に整理しておけば次のようである。まず、農会の組織化の進展については、先にふれたように全国農事大会が開かれた明治27年前後から府県農会、郡・市農会の設立が進められ、農会法が制定される直前の明治31(1898)年には前者が41、後者が505、町村農会が8806という状況であった。

帝国農会設立後まもない大正3(1914)年には道府県農会46、郡553、市38、町村1万1347、となっているから町村レベルまではかなりのスピードで普及したことがわかる。帝国農会設立までのこれらの実質的な指導部が全国農事会であったことは前述のとおりである。

農会の主要目的は、この時期にはなお農事の発達改良という農業の生産面、技術面に重点がおかれていた。当時は産業資本の発達、都市人口の増大などにより食糧需要は増加を続けており、政府もまた増産政策に力を入れた。その結果、一連の生産政策的な法制度が設立・整備されていった。農会法の制定自体もその一環といってよいであろう。

そのほかには、例えば水利、耕地整理の関係では水利組合条例(1890年)や耕地整理法(1899年)、水利組合法(1908年)など、金融面では勧業銀行法、農工銀行法(1896年)、北海道拓殖銀行法(1899年)など、また肥料取締法(1899年)などは金肥の使用増加に対応するものにほかならない。

産業組合については後にあらためて述べるが、農会法の1年後すなわち明治33(1900)年に産業組合法が制定され、系統農会もその設立を奨励した。

もう一つ重要なのは農事試験場制度の整備である。すなわち明治26(1893)

年に「農事試験場官制」が発布され、全国を7農区として国立農事試験場（本場＝東京・西ヶ原、支場＝宮城、石川、大阪、広島、徳島、熊本）が設置された⁽¹⁰⁾。続いて翌年には「府県農事試験場規程」および「農事講習所規程」が公布され、国立農事試験場と連携して各府県内の農産の増殖改良と普及に努めることとされた。しかし当初は、地方の財政難のため府県農事試験場の設立はなかなか進まなかった。そこで政府は明治32（1899）年さらに府県農事試験場国庫補助法を制定し、その設立の促進を図った。その結果、明治27年から36年までに40の府県試験場が設立され、試験場制度はほぼ全国的な体制を整えることになった⁽¹¹⁾。

こうして形のうえでは、農事試験場が品種、技術その他の農事改良を行い、これを系統農会が農民に普及させる、という車の両輪ができ上がったわけである。とはいえた試験場がただちに普及すべき優良品種や新技術などを生み出せたわけではない。

この時期に普及する稻の品種はなお老農たちによって選抜されたものであり、改良技術の多くも彼らに依拠したものであった。

それはともかく、農会のなかにおいてこうした農事改良と普及を指導したのはいかなる階層であったろうか。またそれと農会各レベルの相互関係はどうなものであったろうか。

この時期の系統農会においては府県知事、郡長、町村長がそれぞれのレベルの農会長に就任するというケースが非常に多く、副会長など幹部の多くは地主であった。また市町村長にも地主の出身者が少なくなかった。そのかぎりでは、やはり地主のイニシアティブが相当強かったといえるであろう。

日露戦争の前年、明治36（1903）年に政府は有名な14項目の農事改良必須事項を農会に諭達した。その14項目は次のものである⁽¹²⁾。

米麦種子の塩水撰、麦黒穂の予防、短冊形共同苗代、通し苗代の廃止、稻苗の正条植、重要作物・果樹・蚕種など良種の繁殖、良種牧草の栽培、夏秋蚕用桑園の特設、堆肥の改良、良種農具の普及、牛馬耕の実施、家禽の飼養、耕地整理の施行、産業組合の設立。

これをうけた全国農事会はその主旨を徹底させるよう各府県農会に指示し、そこからさらに各下級農会に指示がなされたが、それと並行して各府県もまた郡・市町村に対して農事改良に関する指示・督励を行った。戦時という特殊な事情があったにせよ、行政ルートと系統農会組織が一体となって、上から農事改良を推進しようとしたのである⁽¹³⁾。

前述のように、府県知事、郡長、市町村長などの多くがそれぞれの農会長を兼務しているという構造からすれば、それはある意味で当然のことであった。

しかし、こうした構造はやがて系統農会に大きな矛盾をもたらすことになった。

すなわち、地主階層の寄生的性格が強まるにつれて彼らと耕作農民の間の対立が強まり、上意下達とはいかなくなってきたからである。

それは政府(国家)にとっても大きなジレンマであった。つまり、その政策を末端の農民に伝達するパイプないしルートが有効に機能しなくなったからである。

伝統的な村落社会の機能とそれをベースとした農家小組合が、いろいろな意味で注目されるようになるのはこうした背景においてのことである。

3. 新農会法の制定と系統農会

第一次世界大戦はロシア革命をはじめとして世界にさまざまな変化を引き起こしたが、その影響は直接間接に日本にも及んだ。戦時需要によって日本経済は一気に好況に転じ、拡大・成長を続けたが、それは同時に激しい物価上昇を引き起こし、周知のとおり1918年には米騒動が発生した。

しかし、1920年には一転して戦後恐慌に見舞われ、米価をはじめとする農産物価格は一挙に暴落した。これが契機となって、帝国農会は米投売り防止運動を展開することになった⁽¹⁴⁾。

さらにこの頃から農村では小作争議が多発するようになり、地主対小作の

対立が社会的な問題となるに至った。

このような情勢のもとで、農業政策の基調も以前の農事改良中心の生産政策から、社会政策的性格をもった小農保護政策まで幅を広げざるをえなくなった。こうした政策転換は系統農会の組織や活動にも大きな変化を要請した。その第1のものが1922年の新農会法の制定であった。

前述のように、従来の農会法はわずか6条にすぎず、実質的な内容は勅令で定められるという形をとっていた。そこで、これらを統一的な農会法に整備し、あわせて内容の抜本的改正が企図されたのである。

これに先立って帝国農会では何度か議員立法の形で会費の強制徴収を可能にするための農会法改正案を議会に提出しているが、衆議院は通過するものの毎回貴族院で審議未了に終わる、という事態が繰り返された。

1922年の農会法案の提出者は政府であり、農商務大臣山本達雄は大略次のような提案理由を述べている⁽¹⁵⁾。

第1に、時勢の変化により農業の発達は政府の行政ばかりでなく、農業者自身の努力によるべきところがますます大きくなっている。第2に、食料問題、農村社会問題などの重要問題に関して今後ますます農会の役割が大きくなる。

つづいて山本は主要な改正点とその主旨についての説明を行うが、新農会法の主な特徴は次のようなものである。

法全体の構造が変わったことはともかく、内容においては、まず第1にその目的が「農事の改良発達」から「農業の改良発達」にあらためられた。すなわち、当初の農会がもっぱら農業の生産面を念頭において農事改良を進めようとしたのに対して、農村社会問題への対応を含むより広い範囲にわたって農業の改良発達のための施策を講じられるようにしたい、というものであった。

第2に、それを明確にするために次のような事業を列挙した(第3条)ことである。

すなわち、農会の事業は(1)農業の指導奨励に関する施設、(2)農業に従事す

る者の福利増進に関する施設, (3)農業に関する研究および調査, (4)農業に関する紛議の調停または仲裁, (5)その他農業の改良発達を図るに必要な事業。

農業に従事する者の福利増進, というのは前述した農村社会問題などへの幅広い対応を意味するものであり, 紛議の調停または仲裁というのは, いうまでもなく小作争議に対するそれを想定したものである。

第3は, 農会にとって長年の懸案であった会費の強制徴収を認めることであった。この点については貴族院を中心に依然として根強い反対意見があった。その理由の一つは, 強制徴収を認めることは一種の新税を設けるようなものであり, 農民の負担増加につながる, というものであった。

これについての政府側の答弁は, 種々の調査の結果からして農会費の滞納が多いのは, むしろ地主層であり, それも特に不在地主である, したがって強制徴収を行っても耕作農民一般の負担増加にはつながらない, というものであった。

なお, これと関連して第4に, 従来の補助金15万円という制限を廃止して, 「予算の範囲内において補助金を交付する」とした。つまり, 将來の補助金増加への道を開いたわけである。

当時, 会費の大半は地租割であり, 会員の個別割をはるかに上回っていたから, 補助金が多少増加するにしても強制徴収の影響が大きいのはやはり地主階層であった。

しかしながら先に述べたように, 地主の寄生的性格が一段と強まるにつれて, 農事改良や農村問題に対する彼らの関心がうすれ, それが農会費の滞納となって表れ, また小作争議発生の下地ともなったのである⁽¹⁶⁾。

もともと系統農会の中心的指導階層であった地主のこうした変質が, 農会の事業を阻害することはあらためていうまでもない。他方, 第一次大戦後の農村の不況と小作争議の多発といった事態は, 逆に農会の多様な活動を要請したのであり, そこに政府(国家)が旧来の地主階層に代わって介入する必然性があったといえる。その場合の主たる政策対象は実際の生産にたずさわる耕作農民一般であった。

そこであらためて問題になるのは、グラスルーツ・レベルの農民をどのようにして掌握するか、ということであった。

ここで重要な位置を占めたのが集落レベルの農家小組合と農会技術員の存在である。農家小組合については後にまとめて検討することにして、ここでは農会技術員についてふれておく。

まず農会技術員がいつ頃から、どのレベルで設置されるようになったかということであるが、その始まりについては明確でない。しかし、最初の農会法が制定された当時から地方によってはすでに技術員ないしそれに相当する者が存在したことは確かである。農会法制定以後は、特に前述した政府の農事改良14項目の論達が一つのきっかけとなって農会技術員の設置が進んだ。農会のレベルではまず郡農会での設置が先行したようである。

主として財政上の理由から、町村農会が独自に技術員を設置することには困難が伴ったからと思われる。とはいえ、町村農会でも技術員を設置するものはしだいに増加していった。第一次大戦以降のその概要は表1に示すとお

表1 農会技術員の設置状況

区分	年次	道府県農会	郡農会	市農会	町村農会	合計
農会技術員数 (人)	1914	126	1,471	28	3,562	5,187
	1917	138	1,758	43	4,714	6,653
	1920	141	2,313	48	4,206	6,708
	1925	449	2,945	119	6,704	10,217
	1928	446	2,545	177	8,158	11,326
	1932	326	1,770	214	8,674	10,984
	1935	571	2,711	378	10,390	14,050
	1939	734	2,184	493	11,213	14,624
技術員設置農会数 (農会)	1925	47	554	65	6,067	6,733
	1928	47	555	80	6,989	7,671
	1932	47	535	89	7,584	8,255
	1935	47	547	109	9,146	9,849
	1939	47	551	135	9,712	10,445

(出所) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿(記述編)』農民教育協会、1972年、758ページ。

りである。

1922年の新農会法の制定を契機としてその数が飛躍的に増加し、次には昭和恐慌期の経済更正運動が重要な契機となっていることが知られよう。

第2節 産業組合活動の展開

1. 産業組合法の制定から第一次大戦まで

前述のように産業組合法が制定されたのは明治33（1900）年のことである。しかし、産業組合の必要性は早くから品川弥二郎、平田東助らによって論じられており、また茶や生糸などの販売組合なども存在していた⁽¹⁷⁾。

品川らは、松方デフレ以降の地方の窮状、特に中小地主および農民の負債の累積を憂慮して明治24（1891）年に信用組合法案を貴族院に提出したが議会の解散により審議未了に終わった。品川らの信用組合法案が内務省からの提案であったのに対して、次の産業組合法案はいわゆる日清戦後経営の時期に、今度は農商務省から提案された。

すなわち、まず明治30年に第1次産業組合法案が議会に上程され、これは審議未了に終わったものの、33年の第2次案が可決されて最初の産業組合法が成立した。

その内容については詳述しないが、必要な特徴点を列挙すれば以下のとおりである。(1)産業組合（社団法人）の種類は、信用組合、販売組合、購買組合、生産組合である。ただし、信用組合の事業と他の組合事業の兼任は認められない。(2)組織は無限責任、有限責任、保証責任の3種類とする。(3)産業組合に対しては所得税と営業税を免除する⁽¹⁸⁾。なお、これに先立って日本勧業銀行法、農工銀行法が成立していたことはすでに述べたとおりである。

この産業組合法制定について、奥谷松治は「既存の組合を保護する意味よりも寧ろこの法律によりこの種の組合の設立奨励に中心的意義があり、この

表2 種類別産業組合数ならびに産

種類 年次	信	販	購	利(生)	販購	販利	購利	販購利	信販	信購
1900	13	1	2	—	3	—	1	1	—	—
1901	191	12	36	4	14	2	—	4	—	—
1902	331	37	71	11	28	8	15	11	—	—
1903	549	61	128	16	54	20	25	17	—	—
1904	751	80	190	30	90	38	24	29	—	—
1905	981	92	273	38	142	63	30	47	—	—
1906	1,292	126	446	48	271	81	46	82	5	41
1907	1,543	166	597	53	363	101	56	112	13	188
1908	1,734	175	714	67	419	113	52	170	21	470
1909	1,966	200	756	63	460	125	49	214	30	838
1910	2,226	217	772	78	503	136	49	222	381	1,239
1911	2,534	225	787	114	535	150	52	234	395	1,626
1912	2,673	220	673	117	510	138	44	245	384	1,995
1913	2,767	233	641	138	491	138	43	241	378	2,252
1914	2,930	224	599	143	498	139	41	242	370	2,479

(注) (1) 各事業種類の略語は以下のとおり。信：信用事業、販：販売事業、購：購買事業、利：

(2) 1905年の各種類の集計値が原表の合計値と一致しないが、ここでは原表の合計値をそのまま用いた。

(出所) 産業組合史編纂会『産業組合発達史』第1巻、産業組合史刊行会、1965年、409ページ。

点先進国に於ける協同組合立法に対して特徴的である」⁽¹⁹⁾と述べているが、たしかにこの時期にはなお自生的な産業組合の発展は多くを期待できない状況であった。

そこで政府とともに全国農事会もまた産業組合の設立を奨励した。しかし、表2にみられるように組合の増加傾向はごく緩やかであった。組合の種類からすると当初は信用組合の比重が圧倒的に高く、例えば1903年には総組合数870のうちの63%、1905年には59%という状態であった。

信用組合の規模についてみると、1903年の場合平均組合員数78人、平均出資額28円、同貯金額30円といった状況であり、当時の農村社会においては事实上地主やごく限られた上層農民しか参加できなかったことを物語っている。なお、地方別の分布をみると長野、埼玉、山梨などの養蚕地帯が比較的多く、養蚕業などによる貨幣経済の展開との相関関係を予想させる⁽²⁰⁾。

業組合数の市町村数に対する比率

(単位：組合、市町村)

信利	信販購	信販利	信購利	信販 購利	合計 (A)	市町村数 (B)	産業組合数の市 町村数に対する 比(B/A) (%)
—	—	—	—	—	21	14,069	0.1
—	—	—	—	—	263	13,695	1.9
—	—	—	—	—	512	13,547	3.8
—	—	—	—	—	870	13,532	6.4
—	—	—	—	—	1,232	13,459	9.2
—	—	—	—	—	1,671	13,437	12.4
1	24	1	1	5	2,470	12,948	19.1
3	135	1	3	29	3,363	12,790	26.3
7	321	1	11	116	4,391	12,453	35.2
10	702	4	19	254	5,680	12,395	45.9
14	1,062	14	26	369	7,308	12,393	59.0
15	1,459	22	40	475	8,663	12,388	69.9
27	1,948	38	45	626	9,683	12,382	78.2
32	2,232	59	45	765	10,455	12,354	84.6
37	2,461	73	46	878	11,160	12,342	90.4

利用事業、生：生産事業、略語が併記されているのは兼営を意味する。

のまま掲載した。

このような状況を打破すべく、その後農商務省が中心となって産業組合法の相次ぐ改正が図られた。

第1次改正は日露戦争後の1905年に行われ、ここでは信用組合とその他の事業の兼営が認められたことが最大の特徴である。表2から知られるように、これを契機として信用事業と購買事業、あるいは販売事業などを兼営する組合が増加を始め、やがてこうした兼営組合が主流になっていった。

第2次の改正は1909年に行われた。ここでの主要な改正点は、(1)産業組合連合会の設立が認められたこと、(2)産業組合中央会の設立が認められたこと、(3)購買組合の加工事業が認められたこと、などである⁽²¹⁾。

これによって法制度的には中央から地方を結ぶ組織系統化の道が開かれたわけである。

中央のいわゆる指導奨励機関としては、これに先立つ1905年、平田東助、

酒匂常明らの発議によって大日本産業組合中央会が設立されており、この第2次改正そのものについても尽力したが、この改正に伴って1910年に産業組合中央会に衣替えして正式にスタートした。

産業組合連合会の設立も徐々にではあるが進展した。すなわち、1914年の状況をみると連合会の総数は63、事業別には信用事業52（兼営を含む、他も同様）、購買事業32、販売事業22、利用事業1、また区域別にみると数府県にまたがるもののが3、1府県を区域とするもの19、数郡にまたがるもののが9、1郡を区域とするもの31という状態であった⁽²²⁾。

表2のように、たしかに1914年になると産業組合の総数の市町村数に対する比率は90%に達するのであるが、組合員総数は135万人で、加入者がなおかなり限定されていたこと、また新規に設立される組合の対極では解散する組合も相当多く、組合の運営自体もなお不安定であった⁽²³⁾。

その意味ではこの時期の産業組合はなお、農村のグラスルーツを十分に把握するには至っていなかったのである。

2. 1920年代における産業組合の組織化

第一次大戦期のブームは米価の高騰をもたらし、これが米騒動を引き起こしたことについてはすでに述べた。もちろん、米価の上昇がもたらした利益が農民全体に等しく均霑したわけではない。米の販売量が多いのはいうまでもなく地主であり、零細な小作農などは端境期になるとむしろ飯米を購入しなければならない者さえ少なくなかったからである。

しかし、それはともかくとして米と繭に代表される農産物価格の上昇が農村社会に一定の経済的うるおいをもたらし、それが産業組合の特に信用事業の伸長に貢献したことは事実である。

ところが、先にもふれたように1920年の戦後恐慌は農産物価格の暴落をもたらし、1925年頃やや回復の兆しをみせるものの、基調としては低落傾向を続けたまま、昭和恐慌へと突き進んで行くことになった。

このような状況は農村社会にも大きな変化を引き起こすが、農家経済にとってはもちろん、産業組合にとってもきわめて厳しい経済環境であった。

1920年代は、社会的・政治的にも激しい変動の時代であった。その背景には前述したロシア革命やドイツ革命などの世界的な動向があり、日本では大正デモクラシーと呼ばれた政治的風潮のもとで労働運動や農民運動さらには部落解放運動などと、それらを基盤とする無産政党運動などが展開され、農村にもいわばグラスルーツの農民を基盤とする新しい社会勢力が登場してきた。すなわち、地主対小作の対立・矛盾が顕在化し、小作争議が頻発するにつれて、かつて農村社会の指導者であった地主階層のリーダーシップが大幅に低下し、上層耕作農民などの相対的な影響力が強まってきたのである。政府の立場からすれば、もはや地主階層を軸として一元的に農民層を掌握することが困難になってきたのであり、ときには地主階層の利害と対立する選択を迫られることになった⁽²⁴⁾。

政策の次元においては、一般の耕作農民の安定を優先する保護政策(小農保護政策)への転換が要請されたのであり、その重要な一環が産業組合であった。

表3 産業組合の概要 (1920年代)

年次	組合総数	調査組合数	組合員数 (1,000人)	払込済み出資金 (1,000円)	貯金 (1,000円)	販売価額 (1,000円)	購買品売却価額 (1,000円)	利用料 (1,000円)
1920	13,442	12,189	2,290	55,542	224,320	126,912	157,942	853
1921	13,772	12,539	2,518	69,749	284,935	128,075	121,500	1,328
1922	14,047	12,690	2,734	86,498	327,778	156,466	129,052	1,565
1923	14,259	12,919	3,030	102,770	414,475	170,154	138,252	2,456
1924	14,444	13,217	3,313	132,344	525,233	194,888	153,713	2,959
1925	14,517	13,379	3,935	142,581	654,901	216,017	160,563	3,927
1926	14,373	13,247	3,947	163,898	781,403	221,295	162,192	4,188
1927	14,186	13,197	4,157	181,977	885,824	221,454	153,434	5,362
1928	14,171	13,169	4,405	199,589	1,011,242	245,773	157,543	5,670
1929	14,047	13,170	4,571	316,248	1,108,366	254,555	163,919	5,826

(注) 組合員数の1000人未満、金額の1000円未満はいずれも切り捨てである。

(出所) 産業組合史編纂会『産業組合発達史』第2巻、産業組合史刊行会、1965年、440ページ。

そこでまずこの時期の産業組合の概況をみておくと表3のとおりである。1920年の組合総数は1万3442、当時の市町村数が1万2195であるから、対市町村数では110%を超えている。この比率は23年には118%に達する。

組合員数は1920年の229万人から、23年には300万人を超え、29年にはほぼ2倍の457万人へと、この間かなり急速に増大している。これに伴って、払込済み出資金も20年の5500万円から29年には4倍近い2億1600万円に増加している。

事業面では、貯金が1920年の2億2400万円から11億800万円へと5倍近い伸び、販売額は1億2700万円から2億5500万円へと2倍の伸び、購買品供給高は1億5800万円から1億6400万円で横這いであるが、利用料金は85万円から583万円へと7倍近い大幅な伸びを示している。

こうしてみると、この間の産業組合の活動はしごく順調であったかのようであるが、実際は必ずしもそうではない。

表4は組合の設立と解散の状況を示したものであるが、1920年の戦後恐慌期に解散件数が増加するほか、26年以降は新設件数を解散件数が上回る状態

表4 産業組合の新設および解散状況
(単位:組合)

年次	設立(A)	解散(B)	前年末組合数	B/A(%)
1918	914	416	12,025	45.5
1919	1,060	477	12,523	45.0
1920	1,032	696	13,106	67.4
1921	873	543	13,442	62.2
1922	851	576	13,772	67.7
1923	866	653	14,047	75.4
1924	765	581	14,260	75.9
1925	745	672	14,444	90.2
1926	625	796	14,517	127.4
1927	467	654	14,373	140.0
1928	561	576	14,186	102.7
1929	454	578	14,171	127.3

(出所) 表3に同じ、136ページ。

が続いている。

経済活動を行う組織であるから、このような不況期に解散件数が増加するはある意味で当然である。しかし、にもかかわらず全体としては表3にみられるような発展を示しているのは、やはり政府による保護政策や中央会の指導による組織化の進展によるところが大きい。

産業組合の組織化という場合、大別すれば二つの系統組織を意味している。一つは、中央会—道府県支会—都市部会—町村産業組合、という指導奨励の系統であり、もう一つは例えば購買事業における全国購買組合連合会（全購連）—道府県販購利連合会—町村産業組合（単位組合、信用、販売、購買、利用の4事業兼営を原則とする）などの事業系統である。

こうした系統組織が整備されたのがこの時期である。産業組合法の改正に即してその経過をみておくと、まず1917年の第3次改正においては主として信用事業の範囲が拡大された。すなわち、従来組合員個人に限っていた貯金の範囲をその家族や、公共団体、非営利法人などに拡大したこと、また貸付の方も直接産業資金から消費経済にまで拡大したこと。さらに重要なのは、信用組合連合会の保証で勧銀、農工銀、拓銀などから金融が受けられるようにしたことで、これはとりもなおさずこれらの銀行を媒介として預金部資金などの政府低利資金を産業組合に供給するパイプの成立を意味した。

1920年の第4次改正で最も重要な点は購買、販売、利用の事業について、連合会による連合会の結成、すなわち全国連合会の組織化を認めたことである。これを契機として23年に全国購買組合連合会（全購連）が設立された。

なお、この改正には上述のように信用組合は含まれていなかった。しかし、これについては産業組合の長年にわたる運動の末、1923年に産業組合中央金庫法が成立し、同年12月に産業組合中央金庫が設立された⁽²⁵⁾。その結果、中央金庫—府県信用組合連合会（信連）—町村産業組合、という直接のパイプを通して政府の低利資金が農村社会に供給されることになった。その効果は例えば表5にみられるように、産業組合に対する新規貸付はまもなく中央金庫が勧業銀行にとってかわるのである。

表5 日本勧業銀行および産業組合中央金庫の産業組合に対する新規貸付高
(単位:1,000円)

年 度	産業組合中央金庫	日本勧業銀行
1924	16,741	6,545
1925	25,901	6,694
1926	49,660	6,487
1927	99,465	9,344
1928	82,391	20,761
1929	74,449	13,747

(出所) 表3に同じ、233ページ。

原資料は「日本勧業銀行史」。

前述した経済・社会情勢のもとで政府もまた中産以下の農民、すなわち一般の耕作農民に対する保護政策の必要性を認識していたからにほかならないであろう。

つまり、産業組合中央金庫は当初から政府の保護と監督のもとで、一種の社会政策的施設としてスタートしたのである⁽²⁶⁾。

販売事業を統括する全国米穀販売購買組合連合会(全販連)の設立は、やや遅れて1931年であったが、ともあれこの時期をつうじて信用、購買、販売という産業組合主要3事業の全国的系統組織が形成されたのである。

もう一つの系統である指導奨励事業はどうであったろうか。初期の中央会は事業活動についてもある程度の介入を行っていたが、以上のように事業系統組織が整備されてくると、事業活動と指導奨励活動とはかなり明確に分かれてきた。すなわち、中央会の仕事は各種の講習会や出版物、映画などによる教育活動や調査活動などに重点を移していった。そうしたなかで注目されるのは1925年に産業組合法発布25周年を記念して創刊された雑誌『家の光』である⁽²⁷⁾。

『家の光』は、一般組合員およびその家族の実生活に基礎をおき、趣味と実益に富んだもので、夫婦はもちろん、青年子女、老人子供にも安心して読ませることのできる通俗啓蒙誌たることを目指している。中央会の活動がし

だいにグラスルーツに向かい始めたことを示唆していよう。

創刊後しばらくの発行部数は月刊で毎月1万5000程度であったが、昭和恐慌期以降急速に部数を伸ばして1931年には10万部を超え35年に100万部を突破、37年末には140万部を超えるに至った。

さて、以上のように産業組合は450万人を超える組合員を組織し、かつ事業と指導・教育という2系統の組織体制の整備をほぼ達成したところで昭和恐慌を迎えることになったわけである。しかしながら、ここで留意しておく必要があるのは、この時期の産業組合を経済事業体としてみると、その実力はまだまだ弱体であった、ということである。

例えば、中央会が1928年末に行った調査の結果によれば、米の農家販売数量約2900万石のうち産組の販売事業のシェアは8%程度にすぎず、肥料における購買事業のそれも20%にとどまっていた。

第3節 農家小組合と集落の機能

1. 昭和恐慌下の経済更正運動と農業・農村組織

第1節、第2節において、われわれは農会および産業組合が当初の地主や上層農民を中心とした組織から、しだいに全耕作農民を包摂し、かつ中央(全国)一道府県一町村という系統組織を作り上げてくる過程をみてきた。それは同時に政策と財政資金による政府の介入ないしはイニシアティブが強化される過程でもあった。

言い換えれば、明治前期の地主や老農を中心とした民間組織に起源をもつこれらの組織が、ほかならぬ地主階層自身の変質(寄生的体質の強まり)と農村における地主対小作の利害対立の顕在化などによって内部矛盾を強めていったこと、他方、社会的・政治的安定を求める立場から耕作農民に対する保護政策を展開しようとした政府はグラスルーツの農民層を掌握するための

手段を必要としていたこと、これらの諸条件が重なりあって上述のような組織化が実現していったのである。

しかし、農会の場合にも産業組合の場合にもその組織系統はほぼ行政のそれに即応したものであり、一般的には町村レベルが組織の末端であった⁽²⁸⁾。だがこれらの町村はいずれも明治22(1889)年の町村制施行によって発足したものであり、いわば近世の村がいくつか集まつたものであって、農村の日常生活の次元においてはなおこの集落ないし旧村の機能が重要な役割を果たしていた。すなわち、行政機構としての町村のもとにいわばインフォーマルな機構としての集落機能が存在していたのである。

この集落を基礎としたのが各種の農家小組合であった⁽²⁹⁾。したがって、グラスルーツ・レベルの掌握を問題にするならば、この集落レベルの組合とその機能に注目しなければならない。

このような小組合がいつ、どのようにして発生したかというと、すでに明治20年代から存在していたようである。初期のものは農事改良に関するものが多く、前述のように農会もまた農事改良の普及組織と位置づけて小組合の設立を奨励した⁽³⁰⁾。

農林省農務局が1928年に行った「農家小組合ニ関スル調査」は、小組合を地区別すなわち「一定小地域内の農家全部の協同により農村問題各般の施設活動を目的とする」と、事業別すなわち「副業、共同作業、金融等夫々特定せる事業を目的とする」ものとに大別しているが⁽³¹⁾、歴史的には前者すなわち地縁的・共同体的つながりを基礎として生産活動から日常生活の領域までのさまざまな事業を行うものから、しだいに後者すなわち特定の経済的事業などを目的とするものへと展開してきたといってよいであろう。ただし、後者の場合にも集落を区域とするものが大部分であるから、地縁的な関係を無視できないことはいうまでもない。

あらかじめ農家小組合の概要について述べておくと、まず総数は1925年7万9000あまり、28年15万7000あまり、33年23万5000あまりとなっている⁽³²⁾。

1928年の15万7000を上述した地区(集落)別一般小組合と事業別小組合とに

分けると、前者が69%，後者が31%であり、およそ7割は地縁的・共同体的なつながりを基礎とした組合であったといえる。同じことを33年についてみると、前者が56%に対して後者が44%に増加しており、昭和恐慌期にさまざまな経済事業を行う小組合が簇生したことを示唆している。

これだけの多数であるから、ほぼ全国にくまなく普及していたとみてよいが、1933年の調査結果によれば調査市町村1万451のうち、農家小組合が設置されていない市町村が575(5.5%)ほどある。しかし、逆にいえば約95%の市町村にはなんらかの小組合が存在したわけであり、市町村当たりの組合数は設置市町村に限れば平均24組合になる。最も多いのは、10~19組合(約30%)で、その前後つまり5~9組合(約20%)と20~29組合(約18%)がこれに続いている。

組合員数は1925年が187万6000人、28年464万人、33年が752万人というように急速に増加している。もちろん地区別一般組合と事業別組合の重複があるので、以上の数字は延員数ではあるが、ともあれ1組合当たりの平均規模は28年が約29人(地区別25人、事業別39人)、33年は32人(地区別24人、事業別43人)という状況であった。

以上のように、1920年代以降、全国各地で農家小組合が増加し、とりわけ昭和恐慌期に急速な拡張を遂げるのは、もちろん社会的・経済的条件そのものによるところも大きいが、先に述べたように直接的には政府、系統農会、産業組合などの奨励政策の影響が大きい。

前述のように、1920年代以降に登場した農民組合などの新興勢力は下層農民、特に小作農民などのグラスルーツを基盤として影響力を増大し、政治的には無産政党や社会主義政党がこれを代表した。これに対して、かつて農村の指導的位置にあった地主階層は自らの地位の保全という受動的対応が先行し、窮屈した農村社会の「変革」についてのオルタナティブな対案は提示できず、しだいに指導力を低下させていった。そのため、政府や農会、産業組合などが直接的にグラスルーツを掌握するためのさまざまな施策を講じる必要が生じ、その焦点となったのが伝統的な集落社会の機能であり、その具体

的な組織形態が各種の農家小組合であった。

この時期以降の政府(国家)の政策はきわめて多岐にわたるが、そのなかで象徴的なものは1932年から始まる農山漁村經濟更生運動であろう。

この運動は農林省のなかに設置された經濟更生部と農林大臣の諮問機関である農村經濟更生中央委員会が音頭をとって進めたものであるが、単なる政策の実施というより「運動」という形をとったところに特徴があった。そこで一つの問題は町村レベルでの「運動」の実際の担い手がだれであったか、ということである。行政機関としての町村役場が一定の役割を果たすのは当然としても、それだけでは行政そのものであって「運動」としては体をなさない。そこで問われたのが農会、産業組合その他の農業団体の役割であった。

1932年の大臣訓令は、經濟更生の達成のために「農村部落に於ける固有の美風たる隣保共助の精神を活用し、その經濟生活の上に之を徹底せしめ、以て農山漁村に於ける産業又經濟の計画的組織的刷新を企図」すべし、と述べるとともに、この運動に参画すべき各種産業団体はそれぞれの本質に応じた分野で機能を発揮すべし、と訴えた⁽³³⁾。

ここで有名な「農村部落の隣保共助の精神の活用」がうたわれ、また各種農業団体の連絡統制の必要が主張されたのである。当時一般に想定された役割分担は、村長(役場)=更生計画全体の統制、農会=農業生産・経営の改善、産業組合=經濟活動、校長(学校)=精神面の教化など、というものであった。

農村經濟更生中央委員会の答申を受けて農林省が作成・配布した「農山漁村經濟更生計画樹立方針」によれば、更生計画の樹立機関は上記の役場吏員、学校教職員、農会、産業組合、森林組合などの関係者で構成する町村經濟更生委員会が担当するが、実行機関としては特に經濟方面での産業組合の役割が強調された。すなわち、農家はすべからく産業組合に加入し、また農村部落における実行団体は、部落における実行機関の役割を果たすとともに産業組合にも加入すべし、とされたのである。そのため1932年9月の産業組合法第7次改正によって、農家小組合は農事実行組合として法人登記をすれば產

業組合への加入が認められることになった⁽³⁴⁾。

これは資金力に乏しい下層農民の組合加入の道を開くとともに、農家小組合を町村産業組合の下部機構として正式に組み込もうという企図であった。

1933年からは、いわゆる産業組合拡充5カ年計画が実施され、この路線をさらに推進することになった。

このような産業組合の強化・拡充に対して、かつては積極的な育成策をとってきた系統農会も必ずしも全面的賛成というわけにはいかなかつた。その理由は、第1に、農業・農村のリーダーは農会である、という自負があつたこと、第2に、集落レベルの農家小組合を育成してきたのは農会であり、それらは事実上農会の下部組織である、という意識が強かつたこと⁽³⁵⁾、第3に、系統農会自身が農家小組合（主として出荷組合）の農産物販売の斡旋事業を始めており、そこでは産業組合の販売活動との競合関係が生じていたこと⁽³⁶⁾、などである。

このように農会と産業組合という二大組織の間にある種の軋轢が生じたのは、それぞれの組織がまさしくグラスルーツの農民を包摂しようという組織化の最終局面に到達した結果にほかならない。

2. 戦時統制と農業・農村組織

1937年の日中戦争から41年の太平洋戦争へと戦時体制の進展につれて、経済の統制ばかりでなく、政治・社会の全面にわたつての統制が強められていつた。農業・農村ももちろん例外ではありえなかつた。

こうした統制が物資の統制（経済統制）と精神的統制の二側面から成り立っていたことも、あらためていうまでもないが、そのいちいちに立ち入ることは本章の課題ではない。

ここで必要なことは、先にみた昭和恐慌以来急速に強められていつた農業・農村の組織化の結末を確かめておくことである。

前述のように、系統農会と産業組合は、前者が先行する形をとりながら、

ある時期にはともに提携して組織と事業の拡大を図ってきた。1920年代以降両組織は政府の小農保護的政策の伝達手段として、補助金を伴う政府の支持をうけながら組織を拡大し、30年代に入ると農山漁村経済更生運動の担い手としてますます大きな位置を占めるようになっていった。組織化の展開方向は集落レベルに向かい、とりわけそこに存在した多数の農家小組合に向けられていった。ただ、系統農会の場合には町村組織のもとに集落の組織をできればフォーマルな形で取り込もうというのに対して、産業組合の場合には経済事業活動の末端組織という位置づけであった。そして、現実の農家小組合はといえば多くは集落を区域とする地縁的・共同体的性格の組織であり、その活動も多様かつ多方面に及んでいた。

もちろん特定の事業を目的とするものも多数存在したが、そのメンバーは概して地縁的な組織と重複していた。

したがって、二つの組織が集落すなわちグラスルーツの農民層を掌握し、組織化を完成させようとすると種々の矛盾を生じざるをえなかつた。

しかし、政府（国家）がその統制機構を完成させようとすれば、両者（およびその他の各種農業団体）を一元化せざるをえないのであり、その帰結が1943年の農業団体統合による農業会の成立であった⁽³⁷⁾。

戦時期の農業団体統合は系統農会と産業組合の横の統合であると同時に中央から末端の集落レベルに至る縦の統合をも意味していた。その意味ではきわめて高度な組織化の完成であった。

もちろんそれは自生的なものではなく、権力的な操作によるものであったが、例えば供出と配給というパイプを担うことによって、農業会の米その他の取り扱いシェアは著しく拡大したのである。

むすび——グラスルーツとしての集落

以上にみてきたことをあらためて要約すると、明治期に例えばイギリスの

王室農業協会をモデルにして大日本農会が設立され、あるいはドイツの産業組合をモデルとして産業組合が設立されたにしても、それらはしだいに日本の社会・経済的風土に適合する形で定着していった。当初は、いずれの場合にも当時の指導的階層であった地主や限られた上層農民によって組織され、指導されたが、やがて地主の変質が始まり、他方で耕作農民ないし小農保護の必要が生じてくると、系統農会や産業組合に対する政府の介入が強まり、その政策伝達の手段としての組織化が強められた。

もちろんそれらが民間組織としての性格を失ってしまうわけではないが、政府によるバックアップや補助金の給付が大きな力をもつたことは否定できない。それを背景として両者は農民に対する組織率を著しく高めていく。

しかし、組織化の最終段階はグラスルーツの掌握であり、それは日本の場合には集落レベルの農家小組合（自生的なものもあれば奨励によって設立されたものもある）の把握として表れた。

農家小組合の来歴や性格はきわめて多様であるが、ともあれその基礎に大なり小なり地縁的な村落共同体の歴史がひそんでいることは確かであろう。それは、いわゆる自然村という村落の起源概念に帰着するものなのであろうか。

その点についていえば、すでに近世の村自体が、自然村としての性格と行政村としての性格の二重性を帯びた存在であったというべきであろう。

戦前期日本の集落もまたそうした二重性をまぬがれなかったのであり、したがって集落機能に対する評価は時によって、あるいは立場によって極端に異なったのである。

すなわち、ときには「伝統的な隣保共助の美風」であったり、ときには「江戸時代の五人組の再来」であったりしたのである。

ただ、いずれにしてもグラスルーツの掌握には村落という小社会の機能がきわめて重要な意味をもつたのである。

〔注〕

- (1) 戦前期日本の農業団体は多種多様である。農会と産業組合以外にも例えば、農産関係団体（茶業組合、園芸組合など）、耕地関係団体（耕地整理組合、水利組合、帝国耕地組合など）、小作関係団体（小作組合、地主組合）、その他農業関係団体（副業組合、重要物産同業組合、その他）、蚕業関係団体（養蚕組合、大日本蚕糸会など）、畜産関係団体（畜産組合、養鶏組合、養豚組合、その他）、山林関係団体（森林組合など）等々がある。これらについての研究も少なくないが、例えば田中長茂「農業団体の統制を論ず」（橋本伝左衛門ほか編『横井時敬先生記念論文集 農業経済の理論と実際』明文堂、1931年）参照。
- (2) 各種農業団体の戦時期における統合過程については、農林省農政局『農業会史』1951年、全国指導農業協同組合連合会『統農業会史』1953年（両者をあわせて、農林省『農業会史（全）』としたものが1979年、御茶の水書房より復刻出版）参照。
- (3) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿（記述編）』農民教育協会、1972年、27ページ以下を参照。また、大日本農会百年史編集委員会『大日本農会百年史』大日本農会、1980年、第1章をも参照。なお、大日本農会はイギリスの王室農業協会（Royal Agricultural Society of England）をモデルとしたものである。
- (4) 以下の農会法ないし法案の条文やその審議経過などについては、帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿（資料編）』農民教育協会、1972年、に依拠している。
- (5) 同上書、76～78ページ。
- (6) この間の経緯などについては、栗原百寿『農業団体に生きた人々』農民教育協会、1953年（のち『栗原百寿著作集』5、校倉書房、1979年、所収）参照。
- (7) 『帝国農会史稿（資料編）』79～81ページ。
- (8) ほかに付則があり、全体では6条である。
- (9) この農会法の改正にあわせて農会令も改正され、帝国農会については農商務大臣が、道府県農会については地方長官がそれぞれ3分の1以内の特別議員を任命できることとされた。系統農会組織が政治的に強大になりすぎることに対する行政サイドからの牽制であった。
- (10) 農林大臣官房総務課編『農林行政史』第2巻（農業生産技術に関する行政）農林協会、1958年、375ページ以下を参照。
- (11) 同上書、381～387ページ。また、府県農事試験場の設立の経緯、それと国立農事試験場との関係などについては、齊藤之男『日本農学史』第2巻、大成出版社、1970年、第2章第4節を参照。
- (12) 『農林行政史』第2巻、392～393ページ。なお、このうち米麦に関する最初の5項目は特に重要なものとして「市町村農会に於いて規定を設け」て実行させよ、と述べている。

- (13) ただし府県が制定した農事改良項目は地方によって異なり、普及のさせ方も一様ではない。各府県の農事改良の重点項目や指示の具体的な内容などの事例については、農業発達史調査会編『日本農業発達史』第5巻、中央公論社、1955年、101ページ以下を参照。
- (14) この運動は米価そのものに対しては大きな影響を与えることはなかったが、帝国農会がこうした運動を提起したということで社会的、政治的な注目を集めた。帝国農会の内部でも、このような政治的運動は農事改良団体としての系統農会の本来の使命から逸脱するものである、という横井時敬らの根強い反対論が存在した。

これらについては、『帝国農会史稿（記述編）』298ページ以下を参照。また、玉真之介『主産地形成と農業団体』農文協、1996年、第4章をも参照のこと。

- (15) これも政府の一方的な提案ではなく、法案提出に先立って帝国農会に対する諮詢や、改正案についての意見の打診がなされている。これらの経緯については、『帝国農会史稿（記述編）』264ページ以下を参照。
- (16)もちろん、地主一般についてこのように言うのはやや問題があるかもしれない。すなわち、在村耕作地主の場合には依然として村の指導者であり、したがって農会でも指導的な役割を果たしている者が多かった。彼らにとっては、むしろ不在地主は苦々しい存在であった。
- (17) 産業組合（協同組合）の前史については、多くの文献があるが、例えば、産業組合史編纂会『産業組合発達史』第1巻、産業組合史刊行会、1965年、第2章を参照。
- (18) 産業組合法および施行規則の全文は、同上書、第1巻の313ページ以下を参照。
- (19) 奥谷松治『日本農業協同組合史』全国農業出版株式会社、1961年、73ページ。
- (20) これらの点については、同上書、77～80ページ参照。
- (21) 改正に至る経緯や改正法の内容については、『産業組合発達史』第1巻の第3章第2節を参照。
- (22) 同上書、474～475ページ。
- (23) 例えば、第一次大戦期の1915年から19年までには4234の組合が新設されたが、他方では3243組合が解散するという状態であった。千石興太郎・島田日出夫『日本農村産業組合の展望』高陽書院、1936年、39ページ。
- (24) その代表的なものは、地主の基盤そのものである土地にかかわる政策と、地主・小作関係にかかわる小作立法であろう。1920年代以降の土地政策と小作立法のさまざまな試みが地主階層の抵抗によってたびたび挫折を繰り返しながら戦後の農地改革に結実する過程は象徴的である。
- (25) この立法経過および中央金庫の設立の経緯などについては、農林中央金庫

- 『農林中央金庫史』第1巻、農林中央金庫調査部、1956年、第4章および『産業組合発達史』第1巻、194ページ以下を参照。
- (26) ちなみに、出資できる者は政府、産業組合連合会、産業組合の3者に限られており(法律第5条)、当初の資本金3000万円の出資比率は政府が50%(配当免除)、産業組合連合会と産業組合が50%であった。『農林中央金庫史』第1巻、159~172ページ参照。
- (27) 詳しくは、『産業組合発達史』第2巻、1965年、358~365ページ参照。ちなみに「家の光」というネーミングは英国の雑誌『ホーム・ライト』からえられたといわれる。
- 昭和恐慌期の「家の光」の急速な発展と農家に対するマスメディアとしての特徴などについては、同上書、第4巻、1966年、第2章第3節に詳しい。
- (28) もっとも、産業組合の場合には当初から集落単位のものがかなり多い。例えば、1924年の産業組合中央会の調査では1市町村を区域とするもの6967に対して、集落を区域とするもの4024、という状態である。千石・島田『日本農村産業組合…』27~35ページ参照。
- (29) 本章では、農家小組合という名称を用いたが、実際の名称は地方によって、また組合の事業などによってきわめて多様である。例えば、農事小組合、部落農会、農事改良実行組合等々。また事業によるものでは採種組合、出荷組合、養鶏組合等々。これらの実態については農林省農務局『農家小組合に関する調査』1936年、「第三 農家小組合の種類」に詳しい報告がある。
- (30) 明治、大正、昭和にわたる農家小組合の展開過程については、棚橋初太郎『農家小組合の研究』産業図書株式会社、1955年、特に第1章を参照。
- (31) 農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』1930年。
- (32) 1925年と28年は、同上書、33年は『農家小組合に関する調査』1936年。なお、棚橋『農家小組合…』によれば25年と28年の数字には養蚕関係の小組合が算入されておらず、これを加えると総数はそれぞれ、約11万と18万余になると。『農家小組合…』38ページ参照。
- (33) 『農林行政史』第2巻、1166~1167ページ。
- (34) この点について詳しくは、同上書、第1巻、1312~1315ページ参照。
- (35) この点については産業組合の側にもなにがしかの遠慮があったようである。例えば産業組合の大幹部であった千石興太郎は次のように述べている。「いはば農会は農家小組合の生みの親であり、育ての親であり、……」(千石・島田『日本農村産業組合…』271ページ)。
- (36) 系統農会の販売斡旋事業については、玉『主産地形成と…』を参照。
- (37) これらの点についての詳細は、『農業会史』参照。